

平成27年第3回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成27年3月19日

午後2時30分～午後4時42分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成 27 年第 3 回教育委員会定例会を開会いたします。

皆様こんにちは。いよいよ早いもので今年度最後の定例会となりました。1 年間、皆様大変お疲れ様でございました。年度の締めくくりとして、きょうはずいぶん議案、協議事項などなどボリュームがございますので、ぜひ効率的に速やかに審議できますようにご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは、本日、伊東生涯学習部長からは欠席の報告をいただいておりますのでご了承ください。また、本日の日程はお手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてですが、既に調整を終わり、署名も得ておりますのでご了承ください。

次に、委員会規則第 19 条の規定に基づく本日の会議録署名委員でございますが、5 番の木戸委員と 1 番の私、紅林でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、日程 4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） それでは、私のほうから小中一貫教育について。

文部科学省は、現在、正式な制度として認められていない小中一貫教育について、初めて実態調査を行いその結果を公表いたしました。

調査結果によりますと、昨年 5 月時点で一貫教育を実践しているのは 1,130 件ののぼり、その 87%が「成果が認められる」と評価している、ということであります。

小中一貫教育の制度化の目的は、平成 18 年の教育基本法の改正及び平成 19 年の学校教育法の改正で新設された義務教育の目的・目標を踏まえ、小中学校段階の教職員が 9 年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制のもと、9 年間一貫した系統的な教育課程を編成、実施することができる学校を新たに設けることなどして、設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が有効であると判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整えることであると、このようにしております。

このことにより、小中一貫に係る教育指導の優れた取り組みが全国的に展開されるとともに、既存の小中学校における小中連携の高度化が促進され、1 つには、組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上、これは学力あるいは学習意欲の向上、それからもう一つは、子供たちの社会性の育成機能の向上、そしてまた、いわゆる「中 1 ギャップ」の緩和、これは不登校・いじめ等の減少ということで、この中 1 ギャップの緩和をはじめとする生徒指導上の諸問題の減少、これらに資することになり、我が国の義務教育全体の質の向上が期待されるとこのようなことになっております。

小中一貫教育を行うことに伴う教職員の負担の増大が指摘をされておりますが、これを防ぐためには、例えば学校事務を小中で共同実施したり、小中学校で合同の校務分掌を設定したりするなど、小中一貫教育の実施により教職員集団が大きくなることを最大限生かし、業務を効率化する工夫を行うことが重要であるとされております。

また、小中合同での教育活動の導入を契機として、長年行われてきた会議についても大胆な精選や効率化を行ったり、次年度の会議・研修スケジュールを思い

切って前倒しで策定したりするなど計画的・効率的な校務の実施を推進し、教職員が子供と向き合う時間の確保に努めることが必要である。

またさらに、校務の効率的・効果的な実施のためには、校務を情報化することが効果的であるとし、例えば校務支援システムを導入することにより、事務文書を共有して再利用したり、教職員間や教職員と保護者の間の情報伝達やコミュニケーションの促進を図ったりすることができ、また、多様かつ広範な児童生徒の情報を一元的に管理・処理することで各種の書類や名簿作成の手間を削減できるだけでなく、適切な評価・評定をするためにエビデンスに基づいた資料作成が容易となる。そして、指導要録や健康診断表の電子化も、学期末・学年末の事務の大幅な効率化に資する。

また、施設分離型の取り組みにおいては、ICT を活用することにより、小中一貫教育に必要な簡単な会議や打合せを教職員が学校外に出ることなく済ませることも可能である。このような効果あるいは課題を整理されております。

また、現在管理職や教員が対応している業務の中には、明確な役割と責任を有する事務職員が対応することが適切な場合もあり、管理職も含めた教職員間の業務分担及び学校運営組織を大胆に見直すことによる学校全体としての業務の効率化を図ることも考えられる。

そのほか、小中一貫教育に取り組む学校の校長が、小学校長会と中学校長会の双方に出席しなければならない、事実上大きな負担増になっているとの指摘があり、教育委員会主催の校長等を対象とした研修等の持ち方について、小中連携や小中一貫教育の要請を踏まえた工夫を講じることが求められると、このようにされております。

先日、学校教育法の一部を改正する法律案が発表されましたが、新たな学校の種類として名称が「義務教育学校」と、このように名称が定められ制度化がされる運びとなっております。施行は平成 28 年 4 月 1 日ということになっておりますが、これが義務教育 9 年間を見通した小中一貫教育学校となるということであり

ます。小中学校の連携から一貫教育へと、多くの自治体の取り組みが進められておりますけれども、子どものたちの教育に、より効果が認められるとの調査結果を踏まえるならば、昭島市におきましても学校や保護者の意向を勘案する中で前向きな取り組みを検討しなければならないのではないかと考えております。

私のほうからは以上ですが、教育委員会名義使用承認はお手元にご配布のとおり 4 件となっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

教育長の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑並びにご意見はございませんでしょうか。

ただいま、文科省のほうで検討し、これから義務教育学校ということが制度化されていく方向だということで状況のご説明をいただきました。

○委員（小林和子） いろいろ小中一貫で効果が大きいというようなこともあるかと思う

んですが、実際に実施したとなると、一番問題なのは地理的なことではないかと思うんです。併設して隣り合っているような学校だったら、市内の東小と昭和中ぐらいの、あのぐらいの距離だったら何とかと思いますけれども、かなり離れている所だと、一貫にした場合に新たに校舎を建ててとか、そばに隣接するという形になれば、それはそれで行きやすいかなと思いますが、現在のように昭島も前向きにこれから検討という地域・保護者の方たちのご意見も聞いているでしょうけれど、なった場合に、一番やっぱり地理的に離れていたときに一緒に何かするというと、行ったり来たりの時間的なロスとかその辺のところが一番ネックになるかなと私は思うんですね。いろいろな面はわかりますし、その辺も今後検討していく中でいい解決策といういろいろな考えていかれたらいいかなと思います。

○委員長（紅林由紀子） 先ほど教育長のお話の中では施設分離型というふうな形として ICT の活用とかそういったご報告もありましたけれども、そのあたりで、先ほどデータでは 87%が成果を認めるというふうなお話をいただきましたが、その内訳として、施設分離型はどの程度とか、隣接型はどの程度とか、そういったデータも出ているのでしょうか。

○教育長（木戸義夫） ちょっと手元に資料はないんですけど、施設分離型が多いですね。一体型となるとやっぱり新たに校舎を建てたりしていますので。分離型で連携をさらに一歩進めて、一貫教育 9 年間ということが多いですね、

○委員長（紅林由紀子） 実際昭島の場合も、今度 14 校、再来年は小学校 13 校で中学校 6 校ということ考えると、全てがそういう形に今後全体としてなっていくといった場合に、必ず分離型のところが多くなるというか隣接しているところは数校しかないと思いますので、そのあたりの問題をクリアできないとちょっと厳しい部分があるのかなと、私も小林委員と同様に感じる場所があるんですけども。そういったところは他市ではどのようにやっているんですかね。

○教育長（木戸義夫） 昭島市でも現実的に今、連携強化はしているわけで、そこらをクリアにするためにどのような対応をしているか。担当のほうから説明させます。

○統括指導主事（稲富泰輝） ただいま、教育委員会事務局で進めています小中連携推進委員会におきまして、今のところは取り組みについて各中学校間のほうで推進しているところですが、今年度につきましては、主に進んできた点につきましては、部活動の共同体験とかそういうふうなところを進めていっております。今までは、市内の中学校区の情報連携を取って、よい取り組みを広めていくというところがありました。先ほど木戸教育長が申し上げたとおり、他の自治体の推進的な取り組みについて、また昭島ではどのような形が進められるのかということも踏まえて推進してまいりたいと思います。今後も研究がまだ必要かなというふうに考えております。

○委員（小林和子） 確かに現在もいろいろ連携で行われていることもあるし、特に小中

交流して効果は大きいし、小学生も大きいお兄さんお姉さんたちに教えてもらえれば、先生とは違う意味でまたいいかなと思います。あまり小中連携を強めていくという、いろいろ検討してできるところからやっていくという、そういう連携はいいかなと思います。行き来となるとなかなか難しいかなと、今後そういう方向で社会がどうなっていくかわかりませんが、連携してそれでありながら小中別々のよさもあるかなというふうには思いますので、いろいろ今後も検討してよいところを取り入れて、問題は子供たちのためにどんな方法がいいか、みんなでも検討していきたいなというふうには思います。

○委員長（紅林由紀子）　そうですね、ありがとうございます。私も本当にそのように感じます。やはり地理的なことだけを考えても、ずいぶん同じ中学に上がっていく義務教育学校となった場合の初等部となるのか何かわかりませんが、地理的に中学校に対して隣の小学校と結構離れた小学校とが全部一緒の学校となったときの、そういった部分でそれがみんな同じ学校となったときの難しさ、保護者の心情から言えば、ちょっと何となく不公平感みたいな部分も出てきてしまうのかなといったところもあってその辺がどうクリアされていくのかということがやっぱりはっきり記されないと、何か不安な点、隣の学校のほうが有利なんじゃないかみたいな、そういったところもちょっと些細なことではありますけれども感じてしまう方もいるんじゃないかなといった、ざっとした感覚としてはそういった部分もありますし、先ほどメリットとしているいろいろ継続的、組織的な教育ができる、社会性の育成機能が持てるとかいろいろなお話がありましたけれども、その中の中1ギャップの緩和ということについては、確かに一貫になることによってギャップは緩和されると思うんですけども、私は個人的な考え方としては、ギャップを超えやすくしてあげることは必要だと思うんですが、なくすのと超えやすくするのはちょっと違うのかなと、やっぱり中学生になった気持ち、新たなこれから中学というところの不安を持ちながらも行って、だけどできた、不安だったけどできたという、そこがやっぱり成長の一つとしてとても大事なんじゃないかなと個人的には思っています。それが社会全体としていろいろな調査をもとにこの形がベストであるということなのだったら、そういう方向に動いていくのかもしれないけれども、そこをイニシエーションというものがありますよね、成人式もその一つですけども、やっぱり成長過程によって一つ大きく段を上らなきゃいけないという時点はそれぞれにあると思うので、そこを全部9年間くつつけちゃうことはどうなんだろうということを個人的には疑問に感じているところは今はあります。ですので、ぜひいろいろな検討、議論を重ねて進めていただければなというふうに感じます。

この件につきまして、ほかに何かございますでしょうか。

すみません、この調査の1,130件というのは、全体数的に言えばどの程度のパーセンテージになるんですか。今、実施している1,130件。

○教育長（木戸義夫）　学校数でいうと、小学校で二千二百何校、それと中学校で千何校、件数でいっていますから、小中一貫をやったのは1,130ということで学校数はまた別に出ているんですけども、ちょっと資料を持ってきていないので。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。またその辺も教えていただければというふうに思います。どうしても地理的に実現できない地域もあるでしょうし、いろいろその地域地域によって判断していくことになると思うんですけども、ぜひ慎重な検討をしたいというふうに思います。

また、この状況につきましても進展がありましたらまた教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、よろしいですか、この件は。

それでは続きまして、日程5、議事に移ります。議案第4号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」説明をお願いします。

○庶務課長（柳 雅司） 議案第4号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」説明申し上げます。

この件につきましては、昭島市教育委員会表彰規定第8条に基づき、昭島市教育委員会表彰審査委員会を2月23日に開催し慎重に審議した結果、平成26年度昭島市教育委員会表彰の被表彰候補者を教育委員会に推薦するもので、本日被表彰者を決定いただきたいと思います。と存じます。

なお、表彰審査委員会につきましては、委員長に学校教育部長、副委員長に生涯学習部長をあて、委員には小中学校の学校長とそのほか教育委員会の課長で構成しております。

それでは、ご説明申し上げます。

議案第4号の資料21ページの次に、昭島市教育委員会表彰基準がございます。ただいまから説明いたします被表彰候補者につきましては、そこに記載の表彰基準に該当した方でございます。

それでは、各被表彰者の該当理由につきまして推薦調書により説明させていただきます。と存じます。

まず、表彰基準第2条関係、児童生徒の関係でございます。1ページにお戻りください。

菊地海斗さん、武蔵野小学校2年生、表彰該当事由は、表彰基準第2条第4号で、これは前3号のほか委員会が表彰するのが適当であると認めたもので、表彰基準といたしましては具体的事由が発生したときに協議するとなっております。大会等につきましては、第2回全日本ジュニアチャンピオンシップ全日本空手道選手権大会、小学2年生の部、3位で、主催が国際空手道連盟極真会館社団法人世界総極真でございます。この大会が全国規模で行っている大会であり、第3位となったため候補といたしました。

続きまして、2ページです。

梅原茉優さん、田中小学校4年生、第13回平成26年度小学生下水道研究レポートコンクール、標語部門で最優秀賞、東京都知事賞を受賞されました。主催が東京都下水道局でございます。表彰該当事由は表彰基準第2条第3号ウ、公的機関が主催する東京都規模の大会で上位3位相当の賞を得た者に該当するものでございます。

続きまして、秋山大知さん、拝島第三小学校4年生、2014年秋季関東極真空手

道選手権大会、小4男子 30 キロオーバーの部で優勝でございます。後援が水戸市・茨城新聞社でございます。表彰該当事由は第2条第3号イ、公的機関が後援する全国規模または関東規模の大会等で入賞した者に該当するものでございます。

続きまして、4 ページ、樋口寛太さん、福島中学校1年生、2014年度第24回日本クラシック音楽コンクール全国大会、トランペット部門中学校の部、第3位入賞でございます。主催は一般社団法人日本クラシック音楽協会でございます。表彰該当事由は第2条第4号で、この大会が全国規模で行っている大会であり、第3位となったため候補といたしました。

続きまして、5 ページ、清田朋和さん、瑞雲中学校1年生でございます。第21回全国新聞スクラップコンクール中学校の部、全国新聞研究協議会賞を受賞されました。後援が文部科学省となっております。表彰該当事由は、第2条(3)イに該当するものでございます。

続きまして、6 ページ、田太隆靖さん、瑞雲中学校2年生でございます。第43回東京都中学校学年別相撲大会、2年生の部第3位でございます。主催が東京都中学校体育連盟です。表彰該当事由が、第2条(3)ウに該当するものでございます。

続きまして、7 ページ、室谷勇汰さん、拝島中学校2年生、第60回東京都中学校新人柔道大会男子個人戦90キロ以下級、第3位でございます。主催が東京都中学校体育連盟でございます。表彰該当事由は第2条(3)ウに該当するものでございます。

続きまして、8 ページ、南さゆりさん、昭和中学校3年生、第51回全日本書き初め大覧会で「審査員長奨励賞」受賞でございます。主催が公益財団法人日本武道館でございます。表彰該当事由は表彰基準第2条第3号ア、公的機関が主催する全国規模または関東規模の大会等に出場した者に該当するものでございます。

続きまして、齋藤夏歩さん、瑞雲中学校3年生、平成26年度一茶まつり全国小中学生俳句大会一茶まつり大賞、最高位受賞でございます。表彰該当事由は第2条第4号で、この大会が、全国から非常に多くの応募があり、1位に相当する賞を受賞したことから候補といたしました。

続きまして、10 ページ、瑞雲中学校陸上競技部でございます。学年は1年生です。第26回東京ジュニア陸上競技大会女子C、4×100M、第2位でございます。主催が東京都陸上競技協会となっております。表彰該当事由が2条(3)ウでございます。

続きまして11 ページ、拝島中学校柔道部でございます。第60回東京都中学校新人柔道大会団体戦第3位、主催が東京都中学校体育連盟でございます。表彰該当事由が2条(3)ウでございます。

続きまして12 ページ、光華ミニバスケットボールクラブ男子の部でございます。第37回東京都ミニバスケットボール大会男子の部2位でございます。主催が東京都バスケットボール協会、東京都ミニバスケットボール連盟でございます。表彰該当事由が2条(3)ウでございます。

続きまして、13 ページ、光華ミニバスケットボールクラブ女子の部でございます。第37回東京都ミニバスケットボール大会女子の部優勝でございます。主催が東京都バスケットボール協会、東京都ミニバスケットボール連盟でございます。表彰該当事由が2条(3)ウでございます。

続きまして14ページ、第4条関係、職員の表彰に移ります。

条洋福島中学校校長でございます。条校長は今月末をもって退職となります。条校長におかれましては、昭島市立拝島中学校の校長として4年間、福島中学校校長として8年間、合計で12年間勤務したことにより、表彰基準第4条(1)イ、昭島市立学校の校長として4年以上勤務し、市内で退職した者に該当するものでございます。

続きまして15ページ、岩下伴雄、昭和中学校校長でございます。岩下校長は本年3月末をもって定年するものでございます。岩下校長は昭和中学校の校長として6年間勤務されました。表彰該当事由が4条(1)イでございます。

続きまして16ページ、木内不二男さん、昭島市立拝島第三小学校学校歯科医を31年間、昭島市立成隣小学校学校歯科医を16年間勤めていただき、今月末をもって退職となります。表彰該当事由は、4条(2)、昭島市教育委員会が委嘱する非常勤特別職として4年以上勤務し退職した者に該当するものでございます。

続きまして17ページ、初道守久さん、昭島市立武蔵野小学校学校歯科医として22年間、昭島市立富士見丘小学校学校歯科医として16年間勤務され、今月末をもって退職となります。表彰該当事由は第4条(2)でございます。

続きまして18ページ、寺村豊通さん、寺村委員でございます。寺村委員は昭島市立多摩辺中学校学校歯科医として12年間、昭島市立拝島第四小学校学校歯科医として15年間勤められ、本年3月をもって退職されます。表彰該当事由が第4条(2)に該当するものでございます。

続きまして19ページ、木内巻男さん、昭島市立多摩辺中学校学校医として8年10カ月、昭島市立拝島第四小学校学校医として16年間勤務されました。本年3月末をもって退職でございます。表彰該当事由が4条(2)でございます。

続きまして20ページ、室賀慎二さん、昭島市立昭和中学校学校薬剤師を5年間勤められまして本年3月をもって退職でございます。表彰該当事由が第4条(2)に該当するものでございます。

続きまして21ページ、小林紀男さん、昭島市健全育成アドバイザーとして6年間にわたり勤務し、今月末をもって退職となります。この間、昭島警察署等の関係機関と連携し、児童生徒が意欲をもって学習し、自身の安全を守る具体的な取り組みを取り入れたセーフティ教室事業の構築に尽力されました。また、学校行事に献身的に参画し、昭島市の青少年の健全育成に多大な貢献をいたしました。表彰該当事由が第4条(3)でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

なお、昭島市教育委員表彰式を4月5日日曜日、午前10時より市役所市民ホールで行いますので、委員の皆様にはご出席をお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

議案第4号について事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑、ご意見、ご要望などお受けいたしますが、何かございますでしょうか。

今回、大勢の方が表彰をお受けになるという推薦をいただきまして本当にありがたいことだなというふうに感じます。お子さんの中には2回目の方もいらっしゃるようで、ご本人のまた、周囲の方の励みになることじゃないかなと思うので

大変ありがたいですし、今後も積極的に推薦をしていただきたいと思いますのですが、何かございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） これは大変妥当だと思うんですけども、例えばなかなか境界が難しい面もあるかと思うのは、例えばクラシック音楽は、これはもっとポピュラーなものでも、例えば全国優勝とかあった場合はどうするか、こういう問題もありますね。

○庶務課長（柳 雅司） 大会参加者数の規模や受賞者の人数、主催者や後援者などの状況を審査会で見極めまして、教育委員会に提案したいと考えてございます。あまり小さな規模で実施されているものと、提案しない方向でいます。

○委員（石川隆俊） 難しいと思いますね、本当にそれがどのくらいのインパクトがあるかということですからね。内容がある程度、こういう教育委員会ですから遊びよりも少し勉強とかあるいは体育とかそういうものに結びつくのが望ましいのもあるでしょうからね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。この俳句の方なんかも、タイトルだけ見るとすごくおもしろい、こういう大会があったのかなというふうに全然知りませんでしたけれども、全国で4万2,912句も来るといふのは相当な大会で、その中でほぼ1位に該当するといふのは本当に素晴らしい功績を上げられたんだと思いますし、ではまた、その都度審議していただくことで、基本的にはこの基準があってそのほか審議がというときに審議していただくということですよ。
よろしいですか、石川委員。

○委員（石川隆俊） はい。その都度考えると。

○委員長（紅林由紀子） あと、長いこと健全アドバイザーをやっていた小林さんなんですけれども、この方はずっと長いこと、学校行事とか行くとしょっちゅうお会いできて献身的にお務めいただいたなというふうに感じるんですけども、ここで完全に終わられるということなんですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） 小林紀男アドバイザーにつきましては、身体のほうも負担をかけながらということもありまして、ここで来年度の更新を定めるところと指導課の方針のところ総合的に判断してということになります。

○委員長（紅林由紀子） この方にかわるような、こういったポジションをもってやっていただける方というのは、後継者とか、いらっしゃるんでしょうか。

○指導課長（宇都宮聡） これに関しましては、昭島市の中学校がかなり健全育成が大変だったときに的応じた職種でありまして、昨今の本市の中学校の安定した状況を鑑みたときに、小林アドバイザーの年齢的なことと、昭島市のこの状況を考えた

ときにこの職を廃止するとともに、小林アドバイザーで終わりにしようとそういった状況でございます。

○委員（石川隆俊） ちょっと不適切な質問かもしれませんが、齋藤夏歩さん、句がもし出るならば一つ詠んでいただけますかね。

○委員長（紅林由紀子） 今この場にお持ちじゃないですよ、表彰された句は。産経新聞にも掲載されたということでいらっしゃいますけど。

すぐ無理なようでしたら後ほど教えていただけたらと思いますので、すみませんが後ほどよろしく願いいたします。

ほかには何かございますでしょうか。

○委員（寺村豊通） この光華ミニバスケットボールって男子の部と女子の部、両方とも表彰されていますけれども、誰かいい指導者の方かなんかがいてやっておられるんですか。

○スポーツ振興課長（武藤 茂） この光華ミニバスケットボールクラブにつきましては、男子の部、女子の部があり、総括として監督、コーチたちがそれぞれ指導しているという状況でございます。

当初、光華小学校の児童を中心に活動しておりましたが、現在は市内の各地域からバスケットの好きな子を集めて活動しているという状況でございます。

○委員長（紅林由紀子） 学校のクラブということではないということですよ。

○スポーツ振興課長（武藤 茂） 別です。

○委員長（紅林由紀子） ほかに何かございますか。

○庶務課長（柳 雅司） 先ほどの一茶まつりの齋藤夏歩さんの作品でございます。

「理社国数英語ときどき蝉の声」です。説明がついていまして、「きょうは主要五科目、5教科の時間割、集中力が大変、時々聞こえるセミの声がまもなく夏休み頑張れと励ましているようです」ということです。

○委員長（紅林由紀子） すてきですね、中学生らしい切実とした感じが伝わってまいります。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ないようですのでお諮りしたいと思います。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） ご異議なしと認め、議案第4号は原案どおりに決しました。それでは、4月5日に表彰式がございますのでぜひご参列いただければというふう

に存じます。

それでは続きまして、議案第5号から8号までと第15号は、事務局から事前に一括して説明したいとの申し出がございましたので、一括して説明をお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 議案第5号「昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」から議案第8号「昭島市教育委員会職員被服等貸与規定の一部を改正する訓令」まで及び議案第15号「昭島市市民図書館処務規則の一部を改正する規則について」一括して説明申し上げます。

ここに提案いたしました議案5件は、「主幹」及び「主査」の職名を「担当課長」または「担当係長」に改めること、並びに組織改正等に伴い規定を整備するものでございます。

議案ごとに説明いたします。まず、議案第5号「昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について」です。議案第5号の参考資料、新旧対照表をご覧ください。第2条では、表の上部に部・課・係を設けるとともに、課に「教育福祉総合センター建設室」を加えております。第4条第1項では、課長の次に「又は室長」を加え、第2項、第5項、第6項で「主幹」及び「主査」をそれぞれ「担当課長」及び「担当係長」に改め、次のページの第4条の2第4項、第5項で、従前は、教育長が指定した主幹及び主査は、「上司の命を受け所属職員を指揮監督すること」となっておりましたが、この「主幹及び主査」を「担当課長及び担当係長」に改め、担当課長、担当係長が「上司の命を受け所属職員を指揮監督する」といたしました。このことから、すべての担当課長及び担当係長は「上司の命を受け所属職員を指揮監督する」こととなり、教育長が指定した主幹及び主査に対応する部分を削除いたしました。

また、別表の社会教育課の分掌事務「(4)『明日を創る運動』の推進に関すること。」については、運動の目的が達成されたことから削除し、また「(12)社会教育複合施設の建設に関すること」については、担当の室ができることから削除しました。

次のページ3ページでございます。課に「教育福祉総合センター建設室」を加え、分掌事務を「(仮称)教育福祉総合センターの建設に関すること」としました。

4ページでございます。スポーツ振興課の分掌事務(9)で拝島公園プールが廃止となることから、「及び昭島市立拝島公園の水泳プール」を削除いたします。

次に、議案第6号「昭島市教育委員会事務局**決裁規程**の一部を改正する訓令について」でございます。議案第6号参考資料をご覧ください。第1条の2(6)で「主幹」を「担当課長」に改め、ただし書きを削除し、第4条第1項第1号アの「主査」を「担当係長」に改め、3ページの(6)イから「及び拝島公園の水泳プール」を削除するものです。

次に、議案第7号「昭島市教育委員会文書管理**規程**の一部を改正する訓令について」でございます。議案第7号参考資料をご覧ください。第2条第2項で「企画部主幹(法務担当)」「企画政策室主査(法務担当)」が組織改正により名称が変わることから、それぞれ「企画部法務担当課長」「企画政策課法務担当係長」と改めるものです。

次に、議案第8号「昭島市教育委員会職員被服等貸与~~規程~~の一部を改正する訓令について」でございます。議案第8号参考資料をご覧ください。第4条で「市長が指定した主幹」「教育長が指定した主幹」及び「指定主幹」を「担当課長」と改めるものです。

次に、議案第15号「昭島市市民図書館処務規則の一部を改正する規則について」でございます。議案第15号参考資料をご覧ください。第4条で「主査」を、第5条第2項で「及び主査」、「又は担任意務」を削除いたしてございます。現在市民図書館に主査が在籍しないことからこの機会にあわせて削除いたすものでございます。

以上です。

- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
ただいまの説明につきましてご質問やご意見などございましたらお願いいたします。
5件にわたりましてなんですけれども、大体共通した部分がございますので、この職務の名称変更は昭島市の変更なわけですか。
- 庶務課長（柳 雅司） 「主幹」を「担当課長」、「主査」を「担当係長」にするのは昭島市全体の市長部局もあわせて行うものです。
- 委員長（紅林由紀子） 結構、他市ではわりと一般的なことなんですか。この機に変わるというのは。
- 庶務課長（柳 雅司） 大変申しわけありません、その状況はつかんでおりません。今回変える理由といたしましては市民に「主幹」、「主査」というのがどの辺のものかわからないということで、よりわかりやすくするためにそういう改称をするということです。
- 委員長（紅林由紀子） そうですよ、民間の企業ではこういう名称のほうがずっと聞いてわかるというところがありますよね。
- 委員（石川隆俊） いわゆる被服を貸与するというんですけれども、教育委員会の被服というのはどうも、私の見るところ私服というか背広等でご出席いただいているようですが、被服というのは例えば災害服とかそういうようなものでございますか。
- 庶務課長（柳 雅司） 今着ている事務服、紺のものも被服に入っています。また作業着も被服に入っております。また、災害時に着る防災服、そういうものも入っております。
- 委員（石川隆俊） わかりました。

○委員長（紅林由紀子） ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ないようですのでお諮りしたいと思います。一括でお願いいたします。議案第5号、6号、7号、8号、15号は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） ご異議なしと認め、議案第5号、6号、7号、8号、15号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第9号「平成27年度昭島市立学校の教育課程の受理について」説明をお願いします。

○指導主事（須田健太郎） 議案第9号「平成27年度昭島市立学校の教育課程の受理について」ご提案申し上げます。

本案件は、昭島市立学校の管理運営に関する規則、昭和47年教育委員会規則第1号第13条に基づき平成27年度の教育課程が提出され、ご承認いただき受理する必要があるため提案したものでございます。

各校ともに、平成26年度の教育活動に対する成果と課題を踏まえ、平成27年度の教育活動において取り組む計画としての教育課程の編成となっております。また、平成27年度東京都教育長主要施策、平成27年度の昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針、第2次昭島市教育振興基本計画、昭島市立学校における教育課程編成基準等を踏まえ編成されております。

教育課程編成状況の概要につきまして、小中学校に共通する平成27年度の重点のうち主な2点をご説明申し上げます。

1点目は、人権教育の一層の充実でございます。東京都の指定を受けました人権尊重教育推進校や人権教育推進委員会と連携を図り、教員や児童生徒の人権感覚の向上に努めてまいります。また、学校いじめ防止基本方針に基づき、各校においていじめの未然防止の取り組み、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

2点目は学力向上でございます。基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得や言語活動の充実につきましては、今年度に引き続き取り組みを充実させるとともに、平成27年度は習熟の程度に応じた指導の充実に取り組んでまいります。特に算数・数学を重点教科とし、東京方式習熟度別指導ガイドラインに基づき、児童生徒の実態に応じて補充的・発展的それぞれの学習内容の充実を図ります。具体的には、学力向上推進委員会と推進を図り、授業研究等を通して習熟の程度に応じた指導方法の工夫・改善や教材の開発等に取り組んでまいります。授業時数につきましては、災害及びインフルエンザ等の対応のため、若干の時数の余裕を設けておりますことをあわせてご報告させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

議案の説明が終わりました。ただいまの件につきまして何かご質問やご意見、ご要望などございますでしょうか。

平成 27 年度の昭島市立学校の教育課程の受理ということでございます。ちょっと資料が膨大でございますので、隅から隅までというわけにはいかないと思いませんけれども。大きな特徴としては 2 点ご説明いただきました。

ではすみません、私のほうから 2 点あるんですけども、1 点は夏期休業が今回ざっと見ると大体ほとんど同時期にそろえていただいているようなんですけども、これは調整か何かしていただいたのかどうかという部分が 1 点、もう 1 点は、各校教育目標を出していらっしゃるんですけども、大体どの学校も毎年、「知・徳・体」にあわせてそれぞれの学校で目標を立てていただいているようなんですけども、重点目標が、比重としては「知」が重点目標となる学校が多いようですけれども、学校によって「体」になったり「徳」になったりというところもあるようですが、これはやはり校長先生の学校の実態とかにあわせて経営判断としてお決めになることなのかどうかという、その 2 点を教えていただきたいんですが。

○指導主事（須田健太郎） まず 1 点目の夏期休業中の開始日というご質問がありました。こちらは校長会のほうと相談をさせていただいて、なるべく同じようなラインで進められるといいかなとお伝えしたところでございます。

2 点目の重点につきましては、学校の教育目標の重点は見ていただくとわかるとおり、およそ「知・徳・体」とバランスよく並んだと思うんですけども、その下の目標を達成するための基本方針といったところで、来年度に向けては「体」の部分に力を入れている学校もあると思いますし、先ほども説明をいたしました。人権教育の視点であったり、学力向上の視点であるといったことはどの学校も盛り込んでいるという状況でございます。

○指導課長（宇都宮聡） すみません、訂正させていただきます。

夏期休業日につきましては、保護者、市民の皆様から、どうして A 校は早くて B 校は遅いんだということが出てきて、そうすると授業時数の違いが出てくるとかそういったところで批判があったわけです。そこで校長先生方とご相談させていただいて、なるべくそろえる方向性でいただきたいと思いますということをお願いをしてこちらから提案をさせていただいて変えたということがあります。

それからもう 1 点は、給食の実施にあります。開始日、終わり日がずれていまして、給食センターの稼働の割合が非効率的なところもあるわけで、その辺も鑑みまして、なるべく終業式、終了式をそろえていただきたいと思いますようお願いをいたしました。

それから、2 点目の教育目標でございますけれども、委員長がおっしゃったとおり、これは学校の実態に応じた経営判断でありまして、特にそこに力を入れて来年度やっていきたいというところを重点目標としているところはございます。ただし、最終的には「知・徳・体」バランスのよく取れた子供を育成することがねらいでありますので、特にそこだけを特化してということではなくて、そこに重点、重みを置いて学校経営をやっていこうと、そんなねらいが出ております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

夏期休業については、前からこの定例会の中でも委員の先生方から、万が一の災害とかそういった時点においても、いろんな防犯上の視点からもなるべくそろったほうがいいんじゃないかというご意見もいただいておりますので、今回このような形に学校ごとに調整していただいたことは本当にありがたいなというふうに思います。

もう一つの説明のほうもよくわかりました。ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 今、お話が出ましたので改めて言うほどのことでもないんですが、長期休業がある程度線がそろってということは、ここで拝見してよかったなというふうには思っております。理由は、私は前から言っているように、やはり地域で何かあったときに地域の方たちがきちんとそれを把握できていないと、何かというときにやはり対応していただけないかなというふうに思いますので、いろいろご説明もありましたし委員長もおっしゃったし、いろんな意味で同じように長期休業が始まったりするのはよかったと思っております。

それから、お話に出ました、教育目標のことも、確かに各学校それぞれの学校の児童・子供たちの実態、それから地域・保護者の状況等をあわせて、それぞれの学校で特徴がある教育活動ということを設定していて、それはそれで重点を上げてやっていくので、それをぜひ実践していただきたいなと思いますが、それと同時に教育目標というのは、やはりここにあるように豊かな心とか確かな学力、健やかな身体の育成とかって、あと輝く未来に向かって、それぞれどれが欠けても教育はある程度バランスよく子供たちを成長させていくものであるかなと思いますので、そういう面でのどの分野にもそれぞれの学校が教育目標に掲げているのはいいことだな、大事なことだなというふうに思いますので、これを具体的にまたいろんな各学校において先生方が協力して実践していただければというふうに思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございました。

そうですね、これだけのものをつくっていただくのは大変なことだと思うんですけども、これを来年度、実際に実践していただくということで、ぜひともいい形で実践していただければというふうに思います。この教育課程につきましてはご質問はもうよろしいでしょうか。

それではお諮りしたいと思います。議案第9号、本件は原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） ご異議なしと認め、議案第9号は原案どおりに決しました。ではよろしくお願いたします。

続きまして、議案第10号「昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」説明をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡） 議案第 10 号「昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」提案理由並びに内容についてご説明をさせていただきます。

本件は、昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が平成 27 年 3 月 31 日、2 年ごとでございますので満了いたしますことから、新たに学校医等を委嘱する必要があるため、昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用職務に関する規則、第 2 条第 1 項の規定に基づき委嘱するものでございます。

委嘱予定の学校医は一覧表に示させていただいておりますけれども、まず、学校歯科医のうち、富士見丘小学校の平田順子氏、光華小学校の、木内一弘氏、昭和中学校の平田康氏、また学校薬剤師のうち昭和中学校の田内悦子氏は、新たに学校歯科医、学校薬剤師として委嘱予定でございます。

委嘱予定者の任期でございますけれども、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年の 3 月 31 日までの 2 年間となります。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

説明が終わりました。本件につきまして何かご質問やご意見はございますでしょうか。特にこちらはよろしいですね。

それではお諮りしたいと思います。本件は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） ご異議なしと認め、議案第 19 号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第 11 号、12 号、13 号は事務局より事前に一括して説明したいとの申し出がございましたので一括して説明をお願いいたします。

○指導課長（宇都宮聡） この 3 件につきましては、東京都の非常勤職員の制度改正に伴いまして、本市も規定を一部改正するものでございます。

まず、共通して言えますのは、常勤職員に加えまして、非常勤職員も適用となったことを第 1 条の中に入れていること、それから出勤簿の管理規定の中に、新たに同行休業、傷病・介護欠勤が加わったこと、さらに非常勤職員の勤務を割り振られない日の扱いについて追加をされたこと、それから非常勤教職員に関しましても、兼業、転職の取扱いの対象になったという大きく 3 点の改正になっております。

具体的に読ませていただきますと、まず学校職員の服務規程の一部を改正する訓令におきまして、第 1 条中、常勤の職員を「東京都から給与または報酬を受けている者で、常勤の職員、地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 17 条の規定に基づき任用される非常勤の職員」に改めております。

また、第11条中、休日等を「休日又は勤務を割り振られない日」というふうになってきます。この「勤務を割り振られない日」というところでございますけれども非常勤職員の場合、月勤務日数が16日というふうな規定がございます。したがって、週4日勤務をするということになるわけです。そうしますと、1日、勤務を割り振られない日が出てくるわけでございます、その取扱いを新たに入れたということでございます。

続きまして、兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する取扱い規定の一部を改正する訓令も同様に第1条中の文言を変更しております。ここでは、第13条第3項中の「給与」というのを「給与又は報酬」というふうに変えております。いわゆる非常勤職員の場合は報酬という言い方をしますので文言を改正しているということでございます。

続きまして、出勤簿管理規定の一部を改正する規定でございますけれども、これにつきましては、昭島市立学校に勤務する学校職員を、昭島市立学校及び昭島市学校給食共同調理場に勤務する、いわゆる栄養士が勤務しておりますので、そこも含めたということでございます。「東京都から給与又は報酬を受けている者で常勤の職員、短時間の職を占める職員、非常勤の職員」というふうに定めたということでございます。そして出勤簿の中で、出勤簿を判子で学校はやっておりますけれども、その中で改正になったのが、「配偶者同行休業」というのが入ってございました。これは何かというと、海外の日本人学校にご主人が行かれるときに、奥様も先生だった場合に、同行して休業することが認められるようになりました。それについての出勤簿上の取扱いが、「配偶者同行休業」というものが取り入れられたということです。

それからいわゆる非常勤に絡んで、傷病欠勤、介護欠勤、つまり休暇、年休等がなくなったときに取らなければならない欠勤がございますのでそれについて入ったということ、それから49番ですが、勤務を割り振られない日、先ほど説明しました月勤務日数、週5日のうち1日、勤務を割り振られない日があるというところの出勤簿上の取扱いを規定したものでございます。

以上でございますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

以上、3件についてご説明いただきましたけれども、何かご質問やご意見などございますでしょうか。

非常勤の方を含めるといった対応、それから傷病、欠勤などの処務を入れなければならないということ、あと1点は。

○指導課長（宇都宮聡） 常勤職員に加えて非常勤職員も適用になったということで第1条の改正をしたということと、出勤簿の管理規定に同行休業、傷病・介護欠勤が加わったこと、さらに勤務を割り振られない日の扱いも追加したということ、それから兼業の取扱いも非常勤職員にも適用になるということでございます。

○委員長（紅林由紀子） ということでございますが、何かご質問はございますか。

○委員（石川隆俊） 兼業というのは、公務員、地方公務員は厳しかったんですけども、大学なんかでも絶対に民間には勤めてはいけなかったんですけども、それがだんだんこのところお互いに協同、いい意味もあるということで、大学職員が例えば企業に行って仕事をするのも許されるようになったんですね。おそらくそういうことが広がってそうなったと思うんですけども、一般には勤務時間というのがありますから勤務時間の外でもってやる分には許されるというふうに大体了解していいんですか。つまり先生がどこか別のお仕事をなさるといいうことがあった場合、自分の持ち時間が終わってからお勤めをするということが許されるということですか。

○指導課長（宇都宮聡） もともと公務員は、職務専念義務がございますので、そこが中心となってまいります。したがって年休を取られるということもありますでしょうし。

○委員（石川隆俊） 土日勤めるとか。

○指導課長（宇都宮聡） そういうことですね、というところでやっていただく分には構わないんですけども、要するに専念義務がありますのでそちらのほうを中心ということになります。

○委員長（紅林由紀子） この規定の改正によると、結局非常勤の方もここに入れることによって、非常勤の方の場合お休みが多くなるということも考えますと、その部分で兼業をすることは許可を得ればできるということなんですか。

○指導課長（宇都宮聡） そのとおりでございます。今まで非常勤職員の方々にはそういった義務はなかったんですけども、今後はその義務が出てきますということでございます。これに関してはご案内の通り 60 歳で定年を迎えますが、非常勤職員または再任用職員ということで 65 歳までお勤めいただける方が増えてきたので、そのところでのこの規定をきちんと整備していくというような意味もあると思います。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。そういった社会的な変化という部分が大きいということですね。

この件についてはよろしいでしょうか。それではお諮りしたいと思います。議案第 11 号、12 号、13 号は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） ご異議なしと認め、議案第 11 号、12 号、13 号は原案どおり決しました。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第 14 号「学校給食運営のあり方を諮問することについて」説明をお願いします。

○学校給食課長（沖倉正樹） それでは議案第 14 号「学校給食運営のあり方を諮問することについて」ご説明申し上げます。

本年 1 月に策定されました第二次昭島市教育振興基本計画には、学校給食の充実を図るため、学校給食に関する中期的な計画として学校給食運営基本計画を策定することが定められております。本件諮問は、教育振興基本計画に定められた学校給食運営基本計画を策定するため、学校給食運営全般にわたるあり方について学校給食運営審議会に意見を求めるものでございます。

学校給食運営基本計画を策定するに至った背景について簡略に説明させていただきます。

昭島市は、昭和 43 年に学校給食共同調理場を開設し、市立小学校全 9 校に共同調理方式での完全給食を導入し、翌年には市立中学校 3 校を加えた市立小中学校全 12 校に完全給食を実施する体制を整備いたしました。その後、児童生徒数の増加に対応するため、昭和 47 年に共同調理場に第二調理室を開設して中学校の調理業務を独立させるとともに、昭和 49 年の武蔵野小学校開校の際には、自校調理方式を導入し、以後、小学校 6 校及び中学校 3 校に自校調理方式を導入して、今日まで市立小学校全 15 校及び中学校全 6 校に完全給食を実施する体制を維持してまいりました。

昭島市の共同調理場は、都内でも比較的早い段階での稼働であり、当時としては最新の設備を有しておりましたが老朽化が進んでいるのが現状でございます。また、平成 21 年の学校給食法改正に伴いまして、学校給食衛生管理基準が学校給食法に明確に位置づけられ、施設設備の安全衛生管理のさらなる徹底が求められております。さらに、保護者の皆様や学校関係者からは、従来から共同調理場と自校調理方式との格差に関する指摘や、個々食器の導入に関する強い要望が寄せられているほか、食育基本法に基づく食育の推進や、食物アレルギーを持つ児童生徒の増加への対応など、学校給食を取り巻くさまざまな対応が求められております。

以上のような学校給食に関する諸課題に計画的に対応し、学校給食の充実を図るため、長期的な視野に立った学校給食運営の基本的なあり方を定めた上で、直面する課題に対して中期的な具体的な取り組み内容について検討することが必要であるとの認識に至ったものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。本件に対しましてのご質問やご意見などございますでしょうか。

今回、諮問が必要になった背景についてはご説明いただきまして大変よくわかりました。

○委員（石川隆俊） 諮問は当然結構なことだと思いますけれども、諮問を受けた審議会というのはどのくらいの、これが単なる審議会だけなのか、それともそこにはもっと栄養学とか衛生的な問題そういう問題を専門家なんかにまた諮問することに

なるんですか。その中だけでもって完結できるような審議なんですか。

○学校給食課長（沖倉正樹） 現在のところは、今ある学校給食運営審議会の委員さんの間での意見を求めるという形を想定しております。

○委員長（紅林由紀子） それは、審議会の中の委員の方の構成としてはどういった方が。

○学校給食課長（沖倉正樹） 小学校の先生、中学校の先生、PTA 関係の方、それから東京都の立川保健所の職員の方、大学の教授では日本獣医生命科学大学の教授が入っておられます。

○委員（石川隆俊） 栄養関係の専門家はおられますか。

○学校給食課長（沖倉正樹） 栄養の関係は特別に専門ということはありませんけれども、大学教授は、ご専門は農業、どちらかという食材の関係でございますけれども関連として栄養の分野にも造詣がある方ということでございます。

栄養関係は、主に私ども事務局の栄養士のほうで対応させていただくようになっております。

○委員（石川隆俊） あと衛生管理は絶対必要ですね。

○学校給食課長（沖倉正樹） 衛生管理につきましては、保健所の方に入ってくださいますので、そちらからご意見をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（紅林由紀子） 審議会の中に栄養士の先生も入っておられるんですか。

○学校給食課長（沖倉正樹） 栄養士はいません。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。

ほかには何かございますでしょうか。

私どもは、小学校・中学校全部に給食があることが当たり前のような感覚になっておりますけれども、ちょっと他市に出るとそうじゃないということに愕然とするわけなんですけれども、それは本当に早い時期から完全給食を実施していただいたおかげだというふうに思うんですけれども、そのため、それゆえに老朽化とかいろいろな問題が出ているということで、本当に必要な諮問だというふうに私は感じました。これは時期としてはどれぐらいの期間というか、どんな感じなんですか。

○学校給食課長（沖倉正樹） 一応 27 年度中にはまとめるということを目指しております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ということでございますが、それではよ

ろしいでしょうか。

ではお諮りします。本件は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(紅林由紀子) ご異議なしと認め、議案第14号は原案どおりに決しました。ではどうぞよろしくお願ひいたします。

議案の審議は終わりました。次に、協議事項に移ります。

協議事項1「昭島市教育委員会公印規定の一部を改正する訓令について」説明をお願いします。

○庶務課長(柳 雅司) 協議事項1「昭島市教育委員会公印規定の一部を改正する訓令について」説明申し上げます。

この訓令は、拝島第一小学校と拝島第四小学校が平成27年4月1日に統合し、拝島第四小学校が廃校となるため、その公印の個数について減し、個数を20とするもので、あわせて文言の整備を行うものでございます。

なお、この訓令を協議事項とした理由でございしますが、本来この規定は教育委員会で決するものでございしますが、拝島第一小学校と拝島第四小学校の統合に關しまして、昭島市立学校設置条例の一部改正が3月24日の昭島市議会定例会において採決され、同条例の可決後にこの規定の改正を行う必要があることから協議に付すものでございます。

今後この訓令については、条例の可決後に教育長の決裁を経て、施行をいたす予定でございします。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございます。

本件につきまして、何かご質問やご意見ございしますでしょうか。

今回これで統合によって、学校数が20校になるということでそういった形になるということでございしますが、よろしいですか。

それでは、この件は終わりたいと思ひます。

続きまして、協議事項2「昭島市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則」について説明をお願いします。

○スポーツ振興課長(武藤 茂) 平成26年度第6回の定例会でも報告をさせていただきましたが、昭島市立拝島公園水泳プールにつきましては、施設の老朽化により修繕費の増加や近隣でのレジャープールの設置など娯樂の増加により、利用者の減少など効果的・効率的な行政サービスができない状況にあることから、同プールにつきましては廃止をすることになっております。廃止にあたりましては、昭島市都市公園条例施行規則の一部を改正いたします。

恐れ入りますが2枚目の参考資料の新旧対照表をご覧ください。

規則内にございします、第5条3の括弧及び第6条第2項及び第9条、続いて次ページになりますが、有料公園施設内の表中及び第10条第1項、第5項及び16条第1項、第2項内にあります「拝島公園プール」を削除し、「市民プール」と改

めるとともに文言の整理を行いました。

施行の期日につきましては、昭島市公園条例との兼ね合いで今回の定例会のほうに提出をさせていただいておりますので、可決後に規則の変更を行っていくことを考えております。

以上、簡単な説明で恐縮でございますが、よろしくご協議賜りますようお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問などございますでしょうか。ここで拝島公園プールがなくなるということで、このようなプールになるということでございますがよろしいですか。

それでは、このようにお願いいたします。

それでは、以上で協議事項を終わります。続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項1「平成27年度昭島市一般会計予算〈教育委員会関係〉について」説明をお願いします。

○庶務課長（柳 雅司） 報告事項1「平成27年度昭島市一般会計予算〈教育委員会関係〉について」ご報告いたします。

この内容につきましては、先週、昭島市議会予算審査特別委員会で審査されてきて賛成多数となり、3月24日の本会議で採決いただくものとなっております。

1ページから7ページまでは、平成27年度昭島市一般会計の歳入・歳出予算の概要でございます。歳入・歳出とも430億7,000万円で対前年度比0.3%の増となっております。

まず、1ページですが、予算編成方針と市の主要事業が掲載されております。

2ページは、歳入の概要、3ページでは、市税の5年間の推移などが記載されております。4ページには、目的別歳出があり、10款、教育費の歳出については、全体予算に占める教育費の構成比は11.7%、対前年度比では0.6%の減となっております。5ページには、その目的別歳出の中の主な増減要因を記載しております。6ページは性質別歳出、7ページにはその主な増減要因を記載しております。8ページ、教育費の前年度との比較を科目別に示しており、教育費の総額は50億2,004万円となっております。

増減額の大きなものについて主な要因についてご説明いたします。

まず、教育総務費の、教育福祉総合施設整備費の5,786万3,000円です。（仮称）教育福祉総合センターの開設に向け、施設整備を伴う事業者選定支援業務や基本設計などの経費を今年度計上いたしましたものでございます。

小学校費の教育振興費の5,525万円の増額につきましては、統合にかかる経費や指導書の購入に係る経費の増が主な要因でございます。また、学校施設整備費の1億54万9,000円の減につきましては、つつじが丘北小学校校舎増築等工事の増はあるものの、つつじが丘北小学校外壁改修工事や拝島第二小学校体育館防災機能強化工事などの減によるものでございます。

中学校費の学校施設整備費の2億459万円の減については、昭和中学校、清泉

中学校、栢島中学校の体育館防災機能強化工事などの減によるものでございます。

社会教育費の、社会教育施設管理費 1 億 6,399 万 9,000 円の増につきましては栢島会館耐震補等工事や、福島会館改修工事の増などによるものです。

次に、9 ページをご覧ください。学校教育部における主要事業について、1 として、学校施設整備事業、2 として施設整備事業以外の事業について課別に記載させていただいております。

11 ページには、生涯学習部における主要事業を課別にそれぞれ記載いたしました。本来ならば事業ごとに説明を申し上げるべきですが、時間の関係もございませぬので委員の方々より内容の不明の事業がございましたら、事業名を上げていただき、それについて担当課長よりご説明していただきたいと存じます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見などございますでしょうか。

大きくは来年度の計画ということで、以前からご説明いただいた内容に予算がついたという形だと思うんですけども、1 点だけ、2 番の④の「学校情報通信技術支援員の配置」というのは、これは以前から置いておられる IT 関係の方ですか。

○庶務課長（柳 雅司） 学校情報通信技術支援員でございますが、以前から置いている嘱託の職員でございます。市役所の庶務課のほうに配属になっておりまして、必要に応じて学校のほうに行っております。

○委員長（紅林由紀子） 何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○庶務課長（柳 雅司） 1 人です。

○委員長（紅林由紀子） 必要に応じて学校を回っていただくと。わかりました。小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 9 ページの 2 番、学校施設整備事業以外のところの⑥の「新 JIS 規格対応机・椅子購入」って、新 JIS 規格というと、子供たちの体格が大きくなってきて新 JIS 規格にかわったということですか。

○庶務課長（柳 雅司） こちらにつきましては、新 JIS 規格というのは、A4 サイズの物が机の上に置けるということで、天板の大きさが少し古いものより大きくなっております。

○委員（小林和子） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（紅林由紀子） それではほかはよろしいですか。生涯学習のほうもよろしいでしょうか。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 11 ページの文化財のところの①「国登録有形文化財申請書類作成委託業務」って、国に昭島の文化財を国に登録するのにその書類作成という意味でしょうか。

○社会教育課長（片岡国幹） 国登録有形文化財の制度なんですけれども、国の指定文化財の中に建築物が中心になりますけれども、平成8年に改正をされまして、近代の建築物について保護するために、指定よりも緩やかな制度として登録制度ができております。現状、昭島市内には登録制度にのった建物というのはいないんですけれども、ここでは具体的には旧西川製糸さんで残されました西川家の別邸の蔵ということで、別邸そのものは現在、東京江戸建物に既に移築されているんですけれども、残った蔵について一定の価値が認められるのでこの登録文化財に登録していきたいということで、その登録のための申請の手続きということでございます。

○委員長（紅林由紀子） ほかにはよろしいでしょうか。

それではないようですので、この件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項2「平成27年度予算編成に対する昭島市議会各会派からの要望等〈教育委員会関係〉について」説明をお願いします。

○庶務課長（柳 雅司） 報告事項2「平成27年度予算編成に対する昭島市議会各会派からの要望等〈教育委員会関係〉について」ご報告申し上げます。

平成27年度の教育委員会関係の新年度予算編成に対しまして、4会派から100の要望事項がございました。その要望内容及びその回答につきましては報告資料2に記載のとおりとなっております。個々の説明につきましては大変申しわけございませんが省略させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） 大変細かく、いろいろといただいているようですけれども、この件につきまして、ここはちょっと聞いてみたいみたいなことがございましたらお願いいたします。

特にはよろしいですか。では、また細かいですと何かお気づきになりましたらその時点をお願いいたします。では、これは終わりたいと思います。

続きまして、報告事項3「平成27年第1回昭島市議会代表質問および一般質問〈教育委員会関係〉について」説明をお願いします。

○学校教育部長（丹羽 孝） 「平成27年第1回昭島市議会定例会代表質問および一般質問〈教育委員会関係〉について」ご報告いたします。

第1回市議会定例会は、2月26日から開催され3月24日に終了する予定でございます。

代表質問では、4会派より教育長の教育施策推進の基本的考え方に対してご質問があり、教育長が答弁いたしております。一部、市長が教育の関係についても

ご答弁しております。

代表質問の内容は、報告資料3の5ページから17ページになっており、答弁を抜粋してのご報告になりますが、まず5ページの自由民主党昭島市議団の木崎親一議員より、「(仮称)教育福祉総合センターの整備について」ご質問がありまして、平成31年度中の開館を目指すということ、また、新しい教育委員会制度の中で策定する「教育に関する施策の大綱」については、今後行われる総合教育会議で議論するとご答弁いたしました。

次に、8ページの、公明党昭島市議団大島博議員より「オリンピック教育推進校について」のご質問があり、本市の場合、多くの学校で都に申請しているとご答弁いたしましたが、その後東京都から連絡がございまして、小学校で11校、中学校で3校で指定が受けられることになっております。

次に、11ページのみらいネットワークの青山秀雄議員からは「授業改善プランの現状と実績について」ご質問があり、昨年度から国語、算数・数学については新年度に向けた中期プランも作成しているとご答弁いたしました。

次に、14ページの日本共産党昭島市議団の佐藤文子議員からは、「小中一貫教育について」のご質問があり、小中一貫教育を進めるにあたっては、学校、保護者の意見を聞きながら課題を整理し、検討を進めていくとご答弁しております。

次に一般質問でございますが、学校教育部は引き続き私のほうから、生涯学習部につきましては、片岡課長よりご報告させていただきます。

19ページをお開き下さい。みらいネットワークの大嶽貴恵議員からは、「災害時の応急給食の施設機能をあわせ持つ食育・防災センターとして今後建設が予定されている学校給食共同調理場を活用しよう」についてご質問がありました。建てかえ等については、今、公共施設計画検討委員会で話し合われておりますが、まだ決定にいたっておりませんが、建てかえが決定した際には災害時に利用できる施設の整備を考えていくとご答弁申し上げました。

次に、21ページの自由民主党昭島市議団の三田俊司議員より「子供たちに結婚や出産、子育ての素晴らしさを伝える道徳教育について」ご質問があり、父母、祖父母、家族に対して感謝の気持ちが自然と育まれる心を育てる指導を現在行っているとご答弁いたしております。

次に、23ページ公明党昭島市議団、稲垣米子議員からの質問で、「学校統合の基本的考え方」について質問がございました。ここで文部科学省が新たに「公立小学校・中学校の適正規模適正配置等に関する手引き」を策定し推進するよう進めておりますが、本市においては学校統合を進めており、今後については必要に応じて学校適正規模適正配置等審議会を開催し検討するとご答弁いたしております。

次に、25ページの日本共産党昭島市議団の熊崎真智子議員からは、「子供の学習権の保障、いじめ対策、教育費の保護者負担の軽減、統合に伴う通学路の安全対策について」ご質問があり、それぞれご答弁申し上げました。なお、拝島三叉路の奥多摩街道に係る歩道橋につきましては、東京都において3月中に改修していただけるとの連絡がありました。

次に29ページ、未来ネットワークの内山真吾議員からは、「小中連携一貫教育、地域高齢者の活力を学校へ、学校行事、学校統廃合について」ご質問をいただきました。サポートティーチャーや部活動指導員などの地域の方の協力につきまし

ては現在協力していただける方をはじめ、2月15日号の広報等で募集している方などを含め、内容別の人材リストを作成し、学校に提供してまいりますとご答弁いたしております。

私のほうからは以上です。

○社会教育課長(片岡国幹) 生涯学習部に関する一般質問につきましてご報告申し上げます。

生涯学習部では、3名の議員の方からご質問をいただきました。答弁の詳細につきましては資料のとおりでございますが、概略をご報告申し上げます。

報告資料3の18ページをご覧ください。公明党昭島市議団の赤沼泰雄議員からは、「市民図書館の移転と新幹線図書館の活用について」「昭和中学校を建てかえる際に図書館を含めた複合施設として建設しては」とのご質問をいただきました。市民図書館は道路整備に伴い昭島市民図書館を移転する必要があるが、東部地区へは設置する方向で、今後設置場所や規模などについて検討していくとご答弁申し上げ、新幹線図書館の活用について、老朽化が進行している状況にあり、車両の輸送方法の課題や財政面での困難性があるとご答弁申し上げました。

学校施設との複合化については、セキュリティや教育環境等との課題も考えられることから今後研究していくとご答弁申し上げました。

次に22ページになりますが、自由民主党、昭島市議団の小山満議員から、「地域教育について」ご質問をいただきました。質問の要旨は、スポーツや文化・芸術活動をしている団体の情報提供についてでありました。地域で活動する社会教育関係団体については、ホームページへの掲載や施設窓口に冊子を用意し情報の提供に努めているが、さらに利便性が向上するよう関係団体のホームページのリンクができるようにするなどホームページの活用方法を検討していくとご答弁申し上げました。

次に29ページになりますが、未来ネットワークの内山真吾議員からは、「拝島公園プール跡地の利用について」ご質問いただきました。廃止を予定している拝島公園水泳プール跡地の利用については、現在のところ具体的な利用計画はなく、今後、地域などの意見を伺いながら公共施設検討委員会等で検討していくことになるとご答弁申し上げました。

よろしく願いいたします。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございます。

大変たくさんの、多岐にわたるご質問をいただきました。ご答弁された皆様大変お疲れ様でございました。たくさんあるんですけども、何かご質問やご意見、ご感想でも結構ですので。

小林委員お願いします。

○委員(小林和子) 毎回いろいろな質問が出てご答弁大変だと思いますし、適切に答弁していただいております。

21ページの三田議員の質問についてなんですが、道徳教育で結婚や出産のすばらしさを伝えるということがありますけれど、道徳教育で触れないことはない

と思いますが、学校でこういうことについて教えるといっても、子供たちも実感を伴った指導にはならないかなと思います。それよりは、私は、やはり最後の答弁のところ「今後も子供たちの成長を願い深い愛情を持って育ててくれた祖母、祖父母、家族に対し感謝の気持ちが自然と育まれる心を育てる指導を行ってまいります」こういうことのほうが、やはり家族の大事さとか家庭のありがたさとかそういうことがわかる、やはり身近な人たちに対しての思いを育む、それがやがては結婚や出産、子育てにつながるのではないかと。家族の中にたまたま兄弟が産まれたとか、そういうことがあればそのことに関してすばらしいとか、あるいは兄弟への思いやりとかが育まれると思いますので、やはり学校では、ただ項目で結婚、出産、子育てというよりも、やはり身近なことで子供たちにこういう、繰り返しになりますが、家族や周りの人に対しての思いやりとか優しさとかそういうことを育む、そういうことが子供たちにとっては効果的ではないかなというふうには思います。決して教えないということではないんですけども、実際にしていくには。

○委員長(紅林由紀子) 私も本音を言いますと、これを読ませていただいた時にちょっと違和感を感じた部分はございます。やはり、これは道德教育かなという部分も。ただ、本当に今、世の中でそういった温かい家庭になかなか恵まれないお子さんもいらっしゃるということを考えますと、何らかの形でそういった部分に触れるという場を学校なり地域なりが提供するという役割も必要なのかなというふうにも感じる場所があります。例えば、保育園に職場体験に行ったり、小さい子、今、お年寄りを呼んで昔遊びをしたりとか小学校でやっていますよね、それと同じように、赤ちゃんを連れてお母さんに来てもらって子育てのいろいろお話をしてもらったりみたいなそういう体験みたいな、どちらかという、読んだりというよりは、体験、触れたりとか、そういうほうがいいのかという気はちょっとするんですけども。というのが、私を感じたことです。

○委員(石川隆俊) 子供たちがこういうことを知るのはとても大事だと思うんですね。つまり今、子供たちはどっちかというゲームとかそういう世界にのめりこんじゃって、生き物としての人間、つまり人間がどんどん増える、結婚して増えるとか子供を産むとか、そういうことは本当に大事、ただこれは保健学でかなり書いてありますね。だから保健学の時に教えることができますね、ある程度。あれはかなりのページを割いて人間が産まれるところとかかなり詳しく書いてあるから、男女の、子供たちの場合でも、いろんな問題とかそういうのも出ていますので、あれは保健体育の領域で少し出ているところですね。でも確かにちょっとこれだけ教えるのは難しいとは思いますがね。

○委員長(紅林由紀子) そうですね。そしてまた今の世の中いろいろな価値観とかいろいろな生き方の選択というのがあるということを考えると、これをすごくクローズアップするというのもどうなのかなと私自身は感じる場所もあるんですが、この点について、道德教育と、この家庭、子供、結婚、出産、子育てというところでは指導主事の先生方がいいかでしょうか。

○委員(小林和子) ちょっとその前にいいですか。家族だけではなくて、隣近所のおじさん、おばさんでもいいし、あと人口減少によって活性化ということだったら、むしろよくテレビのニュースなんかでやるように、老人ホームとか施設とかそういう所の隣に保育園とか幼稚園とかを隣接するような形で建てて、そうすると子供たちが老人施設のほうに行ってお年寄りと一緒に遊ぶとか、またお年寄りのほうも、まだまだ元気な方で入っていらっしゃる方は昔の遊び方を子供たちと一緒に遊ぶとか、そういうふうにして子供たちも自然とそうする中でお年寄りへのいたわりの気持ち、お年寄りのほうも子供たちが来てくれて元気になるというふうにして、何か高齢化になって、お年寄りだけが孤立しないような方法で地域の活性化というか、それだけではなくて地域の生涯学習、前にもありましたけれども元気な人ばかりではなくて座ってでもできるような何かの作業とか学習とか、意欲のあるような高齢の方にはそういうことも対象にするとか、いろんな方法で地域の活性化を図る必要があるかなとは思いますが。

○委員長(紅林由紀子) そうですね、やはり触れ合うとか一緒に過ごすとか、ハンズオンといったりもしますけれども、触れ合ったりすることによって感じる、体験するようなことをベースにして、さらにその上に道徳の中でいろいろな困難にあった時の家族のいろいろなこととか、そういった話とかが、そこに乗っかっていくのかなというイメージがありますね。

この辺りはいかがでしょうか。

○指導主事(須田健太郎) 道徳の目標は、道徳的価値を味わうことにありますので、教育委員長がおっしゃったように、これは一元的に子育てとか結婚や出産のすばらしさというところにつながるわけではないというふうに考えております。ここでいうつながるものという、一つは家族愛という価値、家族の一員として僕は愛されている、私は愛されているということ、もう1つは生命尊重、命を大切にしていこうと、相手も自分もということでも命を大切にしていこうという生命尊重、もう一つは感謝ということで、自分は大切にされているんだ、ありがとうという心を持っていこうということが相まって、これだけではないんですけども複合的なことがあって、最終的には結婚や出産、子育てのすばらしさを伝えることにもつながっていくんじゃないかということでこの道徳教育の部分では考えさせていただきます。

以上です。

○委員長(紅林由紀子) はい、わかりました。ありがとうございました。

そうですね、自分が子供を産むか産まないか、家庭を持つか持たないかに関わらず、自分は誰かから産まれたわけですので、そういった部分は必ず体験しているということでは本当にそうだと思いますので。

○学校教育部長(丹羽 孝) すみません、ここには、議員の質問の内容が掲載しておりませんので、表題だけ読むと、道徳教育にそのことだけ言っているように捉えられ

ますが、議員も、4ページ目の4行目を見ていただきたいのですが、「親子の愛情のすばらしさ、結婚をし、子供を産み育てていくことのすばらしさや、親や兄弟へのいつくしみ」という文章がありながらの質問ですので、そこだけにとらわれていると議員の質問の趣旨と少し違って来るのかと思います。最後の文章が先ほど小林委員の言っていたとおり、そういう文章にまとめておりますので、そこだけの特筆したわけではないと伝えておきます。

○委員長(紅林由紀子) よくわかりました。
ということで、小林委員よろしいでしょうか。

○委員(石川隆俊) この給食センターを災害時の調理の場所にするという、とてもいい考えだと思うんですけども、これはおそらく食糧備蓄の問題とも大いに関係してくると思うし、やる以上、給食センターが例えば火気なんかはあると思うけれども自家発電とかそういうものは備えていて、病院と同じようにことが起こったらすぐにそのときだけは電気がついて、そういうふうにしないと本当に意味はないと思うんですね。やるならば徹底的にそれなりのお金をかけていざというときに自家発電にいくと。それはみんな病院なんかはそうやってすぐかわるわけですね。あとプロパンとかそういうのがあるかもしれないけれども、そうやってそこで調理ができて、それでやれば鬼に金棒で、まちのものには役に立つと思いますね。

それだけではなくて、やはり備蓄の問題があるから備蓄のセンターがどこにあるかが大いに関係してくると思うし。

学校にあるんでしたっけ、備蓄は。

○庶務課長(柳 雅司) 学校に備蓄倉庫がございまして、食料については、少し入っていますけれども、市全体の備蓄食料については別の場所に保管してありまして、災害時にそれを配ることを想定しております。

○委員長(紅林由紀子) よろしいですか。
それでは、この件につきましてはこれからご検討されるということですので、よろしく願いいたします。
それではこのあたりでよろしいでしょうか。またお読みいただいて何かございましたら、直接おたずねいただければというふうに思います。では、これで報告事項3は終わります。
続きまして、報告事項4「平成26年度昭島市立学校第三者評価委員会の評価結果について」説明をお願いします。

○統括指導主事(稲富泰輝) それでは、報告資料4「平成26年度昭島市立学校第三者評価委員会の評価結果について」ご報告いたします。
本年度は7校を対象にしまして第三者評価委員会を実施してまいりました。学校訪問3回を入れての5回の開催ということになっております。評価報告書については、各校別になっておりますので、きょうは時間がありますので概略を申

上げますが、おおよそ学力の定着が図られている、学習規律が定着しているという評価をいただきました。一部、教員の服装言動で気をつけたほうがいいのではないかという指摘もいただいているところも多少はございます。その点を踏まえまして、第三者評価委員会の会で来年度の方向性をまとめたところでございます。

なお、恐縮ながら本日定例会終了後に第三者評価委員の代表者に来ていただいて、教育委員の先生方と懇談という形を取らせていただきますので詳細はそこで、私のほうから概要、そして回った所感については第三者評価委員の4人の先生方から報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この後、評価委員の皆様からお話と懇談があるということでございますので、特別に今の時点で、担当のほうに、事務局のほうに質問やご意見などございますでしょうか。

ないようでしたら、また後ほどということにさせていただきたいと思います。それではこれは終わりたいと思います。

それでは、報告事項5「昭島市教育委員会修学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」説明をお願いいたします。

○指導課長（宇都宮聡） 報告事項5「昭島市教育委員会修学援助費支給要綱の一部改正について」ご報告いたします。

今回の主な改正は4点ございます。1点目は支給対象者についてでございます。東京都夜間中学校研究会から送付されました修学援助に関する要望書によりまして、年齢制限なく夜間中学生が修学援助を受給できるよう要望を受けておりました。平成26年5月の時点で昭島市から都内の中学校夜間学級に通学しているのは1名でございますけれども、夜間中学生の多くが生活保護受給者やそれに近い生活条件であることから、昭島市は夜間中学生を修学援助対象者としてきました。したがって現行の要綱において、修学援助の対象者となっているのは、比較文章を見ていただくとおわかりになると思いますけれども「保護者」というふうになっている点、そこを第2条の保護者の定義の中に、中学校、夜間中学校にあっては「本人」と追記いたしました。また、要綱の第3条におきまして昭島市に住所を有していなくても、市内小中学校に児童生徒が在籍するときは対象者とすることができるかとされておりましたけれども、これはいわゆるDV等の事情によって住民票を昭島市におかずに昭島市内で生活している者を対象に加えるために記載されているものでございます。市外に在住で区域外修学の手続きを行って昭島市内の小中学校に在籍する場合には、在住する実態にて修学援助を受けることが原則としております。このような区別を明確にするために、市外に在住でも市内の小中学校に児童生徒が在籍する場合には、修学援助の対象となるのは、昭島市教育委員会が必要と認めるときであることを明記いたします。

2点目は申請についてでございます。6条におきまして定める申請の方法で、現行の要綱では修学援助受給申請書を、小学校または中学校ごとに作成するとな

っておりますけれども、これはいわゆる兄弟関係があったときに、兄弟別に出しなさいよと言っているわけなんですけれども、書類が重複したりすることもあって実情では一世帯でつくっていただくように今実情はやっているんですね。要綱が伴っておりませんでしたので、この実情にあわせて変更をするということでございます。

3点目は、修学援助の支給認定判定に用いる生活保護基準でございます。平成25年の厚生労働省告示第174号によりまして、平成25年8月から生活保護基準の一部が改正されております。これに伴い文部科学省からは、生活保護基準の変更により修学援助をはじめとしたその他の業務に影響が出ないよう方針が示されております。したがって、現行の要綱では、「当該年度の前年度の4月1日に昭島市に適用された生活保護基準を用いること」という記述になっておりますけれども、昭島市としましては平成27年度以降も生活保護基準改正による影響を避けるために改正前の生活保護基準を使用することと限定をしております。

最後ですけれども、平成27年度より新たに修学援助システム、要するにコンピューターによる処理システムが本格稼働いたします。これに伴いまして、各種様式に所要の改定を加えているんですけれども、様式の内容に大きな変更はございませんので、この場では申しわけありませんが説明は割愛させていただきたいと思っております。

なお、今回改正した要綱については、本年の4月1日から実施をいたします。以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。何かご質問やご意見などございませんでしょうか。

修学援助費支給要綱が今の実情にあわせてと、主にそういうことで変えるということでございますが。よろしいですか。

では、この件は終わりたいと思っております。

では続きまして、報告事項6「平成26年度昭島市立中学校における進路決定の状況について」説明をお願いします。

○指導主事（須田健太郎） 報告事項6、昭島市立中学校における進路決定状況につきましてご報告申し上げます。

平成27年3月2日に発表となりました都立高等学校第一次募集及び分割前期募集の合格発表現在、男子472名、女子424名、合計896名のうち、男子432名、女子385名、合計817名が進路決定をいたしました。3月2日現在の進路決定者の割合はおよそ91.2%でございます。昨年度と比べまして、第一次募集合格発表現在の進路決定者の割合はおよそ3ポイント程度低い状況でございます。その要因としましては、近隣の都立高校の合格ラインが上昇したことや、また私立高等学校の併願優遇に変動があったことが考えられます。

また、お手元の資料にはございませんが、平成27年3月16日に発表となりました都立高等学校分割後期募集及び全日制第二次募集合格発表現在で、男子450名、女子405名、合計855名、およそ95.5%が進路を決定しております。

3月16日現在の進路未決定生徒のうち、34名が進学を希望しており、都立高

等学校定時制二次募集等、進路に向けての取り組みを継続しております。そのほかの7名の生徒につきましては、就職希望等との報告を受けております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

進路決定の状況ということでございます。この件につきまして、何かご質問やご意見などございますでしょうか。

大変厳しい状況であったということでございます。進学希望している34名の方が早く決まるといいですね。では、この件は何もないようですから終わりたいと思います。

続きまして、報告事項7「昭島市立学校土曜・放課後等補習教室実施要綱の制定について」説明をお願いします。

○統括指導主事（稲富泰輝） それでは報告資料7について説明させていただきます。

要綱の目的、第1条のところで、目的の最後にあります基礎的・基本的な学習内容を確実に身につけることを目標に実施いたします。

第2条、対象のところですが、昭島市の公立学校に通う児童生徒すべてを対象という形で実施いたします。

第3条、組織としましては、補習教室の運営方針は教育委員会で企画をします。授業内容の調整及び進行管理、日程等の決定は各学校で行います。3条の2に書いてあります、多様な人材の参画のための資金づくりという形で先ほど丹羽学校教育部長から報告させていただきました学習支援登録を現在行っていて、この人材確保、広報活動に努めているところでございます。

3条6でございます。補習教室の指導員は、教職経験者及び教員免許を有する者というふうに定めております。

裏面をご覧ください。裏面には補習教室実施基準がございます。基準2、補習教室の教科は国語及び算数または数学を行います。ただし校長が学校の実態に応じて必要と認めるときには他の教科も指導できることになっております。そして基準7、教育委員会は土曜補習の指導員の育成に必要な研修を実施すると定めまして、土曜補習については教員が行うのではなく、あくまでも指導員が行うという方針をもって進めていきたいというふうに考えております。

簡単になりますが、以上、報告を終了いたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問やご意見などございますでしょうか。

すみません、簡単に質問をさせていただきたいんですけども、まず多様な人材の参画のための仕組みづくりということで、学習支援者の登録のことというふうにお話をいただきましたけれども、その方たちは補習教室の指導員にあたるわけではないということなんですか。「多様な」というところと教職をもっている方という点でいかがでしょうか。

○統括指導主事（稲富泰輝） 多様という形で、今現在中心として募集をかけているのは

補習の指導員という形で募集をかけております。ただこの方々で普段の学習支援に入っていたり、または外国語に堪能で日本語指導の補助に入っていたり、また中学校におきましては部活動の指導、専門性を持たれている方で部活動外部指導員という形で登録されている方で、一度の登録でいくつもの要素を持たれている方がいます。そちらのデータベースを作成していきまして、学校が必要とする人材について、この補習のみならず多様な情報提供をさせていただきたいという形で、現在2月15日の広報の後から募集活動を行っております。

○委員長（紅林由紀子）　ということは、まずでも入り口としては教職をもっている方ということが入り口なわけですか。

○指導課長（宇都宮聡）　教育活動支援者という形で今まで募集をかけていました。それが2月15日号の広報で、改めて土曜補習等の指導員という形で別項目でやったんですね。登録の時に、今までは教育活動というところだけだったんですよ。何ができますかという書き方だったんですけども、そこに取得、お持ちの免許とかいろいろなものを書いていただいて、どういうジャンルでご活躍いただけるのかというのを登録するのとともに、実は今までに何百人という方が登録されているデータがあるわけです、本市で活躍をされている方々で。そういう方々を改めてそういう様式で登録し直すことによって人材バンクをつくらうという考え方がこの多様な人材ということなんですね。

だからある学校では、学習指導員を、補習指導員をやっていただいて、ある学校では学級支援員という、いわゆる1年生の補助に入っていたり、仕事をさせていただいたり、ある方にはスクールカウンセラー的な仕事をさせていただいたりというような、いろいろな方々にいろいろな形で入っていただくという仕組みづくりをしているということでございます。

○委員長（紅林由紀子）　ということは、すなわちそれイコール補習教室というふうに直結はしないわけですね。

○指導課長（宇都宮聡）　そういうことです。

○委員長（紅林由紀子）　はい、わかりました。ありがとうございました。

ほかに、何かございますでしょうか。

本人に、受講者負担の教材費というのは例えばどんなようなイメージなんですか。

○統括指導主事（稲富泰輝）　こちらは、土曜日補習における補習の教材費という形ですが、プリントを多く使っていきますので、そのプリントの印刷代等が想定されます。ただしこれは、原則的には土曜補習についても各学校に消耗費という形で印刷できるお金を配当していますので、なるべく受講がしやすい形で。

○指導課長（宇都宮聡）　今、東京ベーシックドリルというのがあって、それを4年生に

習得するものというのがあるわけなんです。それを校内で印刷する分には学校のほうに消耗品費を提供しているので、それは印刷して出せるわけです。ところが、先ほど統括のほうからご説明させていただきましたけれども、土曜補習の指導員が学校の先生じゃないわけです。そうすると、例えばあるドリルを買って使ってやらせたいんだということであると、それに関しては自己負担になりますよというそういう意味です。ですから学校が用意する、学校にある教材を印刷して出す場合には、それは公費で負担しますよという、そういう意味でございます。

○委員長（紅林由紀子） それは、何を使うかは学校ごとに検討すると、教育委員会ももちろん入ってという形になるわけですね。

初めての試みで、これからまた様子をお聞かせいただければというふうに思います。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。ではこれは終わりたいと思います。

続きまして、報告事項8「拝島第一小学校、拝島第四小学校統合準備委員会での協議結果について」説明をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡） 拝島第一小学校、拝島第四小学校統合準備委員会での協議結果についてご報告いたします。

拝島第一小学校、拝島第四小学校統合準備委員会につきましては、2月16日に開催された第8回をもちまして終了となりました。これに伴い、これまで統合準備委員会にて協議された内容について教育長に報告がありました。統合準備委員会で報告された協議結果につきましては資料に記載のとおりでございます。

統合準備委員会を組織してから、これまでの間、4月の統合に向けた児童の心のケアや施設の修繕等を含めた準備を行ってまいりました。統合後も児童の心のケアを第一に考えて教育環境の整備を進めてまいりたいと思います。

なお、本日、拝島第四小学校の記念碑のほうが完成いたしました。あわせて第一小学校のほうの学童クラブのほうもほぼできあがっているような、そんな状況になってまいりました。これであとは、26日、27日が引っ越しでございますので、それを終えて4月1日のスタートを待ちかまえて、いい教育環境にしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問やご意見、ご感想などございますでしょうか。

大変いろいろとご苦勞をいただいたと思います。お疲れ様でございました。これからもメンタルフレンドを配置していただくということですが、これからもぜひ見守って支援のほうをよろしく願いいたします。

ちょっと時間の関係でこれで終わりたいと思いますが、よろしいですか。

通学路等は大丈夫なんですよね。

○指導課長（宇都宮聡） 大丈夫です。

○委員長（紅林由紀子） では、この件は終わりたいと思います。

それでは、最後に報告事項9「あきしまチャレンジデー2015の実施について」説明をお願いします。

○スポーツ振興課長（武藤 茂） 報告事項9「あきしまチャレンジデー2015の実施について」ご報告申し上げます。

チャレンジデーは、市民のスポーツへの関心を高め、一人ひとりがそれぞれに応じたスポーツを行うこと、スポーツの力で「元気都市あきしま」を目指すため、今年度で4年目の実施になります。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

1の日時ですが、チャレンジデーは、5月の最終水曜日に開催いたしますので、今年度は5月27日の水曜日の午前0時から午後9時までとなります。

次に、2の目標ですが、参加率80%を目標とし、3のテーマでは「みんなで目指そう元気都市あきしま」とさせていただきました。

4の対戦相手ですが、ことしは兵庫県豊岡市でございます。豊岡市は、今年度で6回目の出場で、毎年参加率が伸びておりますので大変厳しい対戦相手になるかなと思われまます。なお、豊岡市の概要等につきましては記載のとおりでございますので、お読みいただければと思います。

5のその他でございますが、今回の昭島市の登録人数は11万2,659人で、昨年度より251人の減となります。

続きまして、チャレンジデー2015への参加自治体数は、全国で130団体となり、昨年度より18団体増加しております。都内では昨年に引き続き、小金井市が参加するとともに、新たに狛江市が参加いたします。

以上、報告申し上げます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

27年度もチャレンジデー2015ということで参加するというところでございます。対戦相手は兵庫県豊岡市という、コウノトリの里で大変有名なところですよ。ですので、学校でも自然環境とか環境教育という意味では、豊岡市は素晴らしい取り組みをしていらっしゃると思いますので、このチャレンジデーにあわせて、そういった豊岡市のことも学びながら、環境のことも学びながらその豊岡市と戦うみたいな感じで盛り上げていただけるといいなというふうに思いました。ぜひPRをよろしく願いいたします。

それでは、この件は何かご質問などございますか。ないようでしたら終わりたいと思います。

最後に駆け足で申しわけございませんでした。以上で報告事項1から9までの説明が終わりました。報告事項10と11については資料配付のみとなっておりますが、事務局への質問などございましたらお願いいたします。

それでは続きまして、その他の事項について、事務局から何かございますでしょうか。

ないようですので、次に、次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、4月16日木曜日、午後2時30分から、場所は市役所301会議室で行います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

次回は、4月16日木曜日、2時半から、ここ301号室ということでございます。明日、中学校の卒業式がございまして、来週は小学校の卒業式ということでございますので、委員の先生方におかれましてはどうぞよろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたり大変お疲れ様でございました。以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので第3回定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

平成 年 月 日

署名委員

5 番 委員

1 番 委員

調整担当